

令和 6 年度 公益社団法人鳥取県人権文化センター 第 2 回通常理事会議事録

日 時 令和 7 年 3 月 17 日 (月) 10:55~11:55
場 所 県民ふれあい会館 4 階 大研修室 (鳥取市扇町 21)
出席者数 16 名 (内訳 : 理事 14 名、監事 2 名)
出席者名簿 別紙のとおり
議 領 别添資料のとおり

事務局	<p>それでは令和 6 年度公益社団法人鳥取県人権文化センター第 2 回通常理事会を開会いたします。</p> <p>本日は、14 名の理事にご出席いただいており、(理事 16 名中) 過半数のご出席をいただいているので、定款第 32 条の規定により、本理事会が成立したことを報告させていただきます。</p> <p>まず初めに前田会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会長	<p>本日は、令和 6 年度第 2 回通常理事会にご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>はじめに、私ごとでございますが、昨年 3 月と 9 月の理事会に欠席をし、事務局をはじめ理事、監事の皆様にご迷惑をお掛けしました。</p> <p>先程は、指定管理施設である鳥取県立人権ひろば 21 ふらっとを見学いただきました。皆様にふらっとの日常業務の一部を知ってもらい、広く周知いただきたいとの思いによるものでございます。お力添えをよろしくお願いします。</p> <p>今日は、令和 7 年度の事業計画案、当初予算案、及び令和 6 年度補正予算案についての審議を予定しております。令和 7 年度事業計画案、当初予算案については、9 月理事会で承認いただいた要望案から動きがございました。事務局の説明をご確認ください。</p> <p>多くのご意見をいただき、実りある会にしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしましてご挨拶といたします。</p>
事務局	<p>続いて、議長の選出でございますが、定款第 31 条の規定によって理事会の議長は会長が当たるということとなっておりますので、前田会長よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>議長の指名をいただきました。理事の皆様のご協力をいただき、円滑な議事の進行を図りたいと思います。よろしくお願いします。</p> <p>本日の日程は、既に配付しております理事会次第のとおりでございます。</p> <p>それでは、議事に入ります。議案第 1 号令和 7 年度事業計画案及び議案第 2 号令和 7 年度当初予算案について、関連がございますので一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案第 1 号 令和 7 年度事業計画 (案) 、議案第 2 号 令和 7 年度当初予算 (案) について説明)</p>

議 長 ただいま、令和7年度事業計画案及び当初予算案について事務局から説明がございました。

これに対するご質問、ご意見等をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

松田(吉)理事 理事の松田でございます。私は民生委員をしておりますが、気になっていることがあります。

昨年4月1日に障害者差別解消法が改正されて、合理的配慮が行政だけでなく全事業者の取り組みとなりました。

身体障がいに対する取り組みは従来から比較的目に見える形でされていますが、精神の方はどういう取り組みをすればよいかがなかなか浸透していないと感じております。例を挙げると、イベントに取り組む際にどういう対応が発生するかを考えてみると、居場所づくりをイベントの中で取り組んだ場合、チラシの配布の段階ではそうした居場所の情報が掲載されていません。これはイベント出展者の物品等提供情報と同等に扱うべきだという思いを持っています。

もうひとつ情報として、国はピアソーターの配置に取り組んでいます。鳥取県東部では保健所が管理しているようですが、累計で24名ほどの当事者の方々をピアソーターとして配置しています。この方々の活躍する場がもう少しあってもいいかなとおっしゃっておりまして、先ほど申し上げたようなイベント関係で何かできないかと感じております。

こういったことについて社会の認知を広める必要があるのではないかと考えておりますので、意見を申し上げます。

事 務 局 とても重要なご指摘ありがとうございました。

田渕理事からも、いろいろ情報をいただいており、当センターとしてもどのような動きができるか検討をしているところでございます。

当センターのホームページに毎月掲載している、じんけん放話という啓発に関するショートエッセイに、今までのところ2回、精神障がいの問題について問題提起の啓発記事を書かせていただいております。

また、先ほどご覧いただきましたふらっとのほうでも、精神障がいについての理解を助けるような書物を少し厚めに揃えようとしているところでございます。

先程、松田理事のお話にあったピアソーターの方を呼ばれて、田渕理事の精神障害者家族会連合会が講演会をなさったとお聞きしております。

また、トットリアクションクラブという、おそらくピアソーターの中の有志が作っていらっしゃる会があって、そこが精神障がいの問題などについて理解を広げる映画の上映会を県内のいろんなところでやってらっしゃるとお聞きしています。

今はそのような情報を、いろいろと集めているところでございます。

障がい者の問題となりますと、ご指摘の通り、身体障がいのほうが中心で扱

	われることが多いものですから、精神障がいの問題について、もう少し踏み込んでいける方法などについて、今後も検討していきたいと思っております。
田渕理事	<p>鳥取県精神障害者家族会連合会会長の田渕です。</p> <p>私がお願いしたいと思っていたことを、松田理事より的確に発言いただきました。ありがとうございます。</p> <p>昨年の11月5日に、当事者を含めてフォーラムを行っております。</p> <p>それに伴いまして、今回は日本海新聞さんが非常に関心を持っていただき、昨年の11月3日の社説の中で、現在の状況、そして11月5日のフォーラムに関して、詳細な記事が記載されております。</p> <p>そういういたようなことで、いろいろな方に非常にご支援いただき、少しずつ、といったものが動き出しております。</p> <p>大変ありがとうございました。</p>
議長	松田理事、田渕理事、ご意見ありがとうございました。 そのほかございませんか。
理事	(質問、意見なし)
議長	それでは議決を取ります。
理事	議案第1号令和7年度事業計画案について原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。
議長	(異議なし)
議長	令和7年度事業計画案について、原案のとおり承認されました。
議長	続いて、議案第2号令和7年度当初予算案について原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。
議長	(異議なし)
議長	議案第2号令和7年度当初予算案については、原案のとおり承認されました。
	次に、議案第3号令和7年度資金調達及び設備投資の見込みについてを議題とします。事務局説明をお願いします。
事務局	(議案第3号令和7年度資金調達及び設備投資の見込みについて説明)
議長	ただいま、令和7年度資金調達及び設備投資の見込みについて事務局から説明がありました。
	該当なしということですが、皆さんのはうでご質問、ご意見等がございますか。
理事	(質問、意見なし)
議長	ないようでございますので、令和7年度資金調達及び設備投資の見込みがな

	いということで承認することとしてよろしいでしょうか。
理 事	(異議なし)
議 長	ありがとうございます。承認をされました。
	次に、議案第4号令和6年度補正予算案についてを議題とします。事務局、説明をお願いします
事 務 局	(議案第4号令和6年度補正予算(案)について説明)
議 長	ただいま令和6年度補正予算案について事務局から説明がございました。 皆さん、ご質問ご意見ございませんでしょうか。
理 事	(質問、意見なし)
議 長	ないようでございます。 議案第4号令和6年度補正予算案を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
理 事	(異議なし)
議 長	ありがとうございます。議案第4号令和6年度補正予算案については、原案のとおり承認されました。
	次に報告事項に入ります。報告事項1の会長、副会長、常務理事の職務の執行状況の報告から報告事項3までの報告を小椋常務理事よりお願いします。
常 務 理 事	(報告事項(1) 会長、副会長、常務理事の職務執行状況について、代表で説明)
事 務 局 (小椋事務局長)	報告事項2の令和7年度市町村支出金承認額については、資料13頁の市町村別支出金一覧表が、それぞれの市町村からご負担いただくということで承認いただいた金額でございます。
	続いて報告事項の3ですが、令和5年度決算に係る財政的援助団体等事務監査結果についてでございますが、事務監査については、9月12日に鳥取県監査委員事務局監査第二課の方がお見えになって、書類を点検していただきました。
	指摘事項はございませんでした。概ね適正に処理されていると認められたとご報告いただいております。
議 長	ありがとうございました。
	1から3までの報告で、皆さんのはうでお尋ねございませんか。
理 事	(質問、意見なし)
議 長	ないようですので、報告事項4に入ります。 鳥取県人権機構の解散について、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>まず鳥取県人権機構というものが何かということでございますが、(鳥取)県人(権)教(育推進協議会)という組織も、当センターも、同じように市町村から負担金をいただいております。市町村にとっては、それにお金を振り込まなければいけないということで、この手続きを省略するために、(鳥取県)人権機構というものを作り、一括してそこで負担金をお受けして、それぞれセンターと県人教に振り分ける。このために作られていた機構でございます。</p> <p>この度、すでにご案内のとおり、県人教の方には市町村からの負担金が出ません。そのため、この機構が存在する理由がなくなったということで、解散をさせていただいたという次第でございます。</p> <p>県人教のご承認もいただいたて、1月31日に解散をいたしました。</p>
議長	ただいまの説明に対するご質問がございませんか。
理事	(質問、意見なし)
議長	ないようでございましたら、報告事項4を終わります。 その他に入ります。初めに事務局お願ひいたします。
事務局	<p>その他の1、令和7年度第1回通常理事会及び定期総会の日程についてでございます。理事会を5月9日から5月12日の週で、総会を5月26日から5月30日までの間で開催をお願いできぬかと考えております。改めて理事の皆様には日程調整のご案内をさせていただき、確認しながら調整をしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>その他の2でございますが、公益法人制度が改正され、令和7年4月1日から様々なことが変わってまいります。そのなかで、センターの正会員でなく、全く第三者的な立場である人を、理事に1名以上入れなければならないというふうに大きく変わりました。</p> <p>これには経過措置があり、現在の理事の皆さんのが任期が終わられて、次の改選の時までに対応しなさいということです。事務局としては、定款の見直しをし、理事の数を1名増やすという方向でどうかと考えておりますが、またご相談をさせていただくことになると思います。</p> <p>それから、会計基準も変わります。これについても経過措置が3年ございますので、新しい制度に触れないように準備を進めてまいります。</p>
議長	事務局からの報告についてお尋ねはございませんか。
理事	(質問、意見なし)
議長	ないようでございます。 理事の皆さんのはうで何かございますか。
田渕理事	<p>資料を準備しておりますのでそれをご覧いただいて、精神障がい者の現状をお話申し上げたいと思います。</p> <p>皆さんご存じのように、精神障がい者は、本当に暗い長い歴史がございまし</p>

た。明治 33 年ちょうど西暦 1900 年に、政府は精神病者監護法という法律を作つてから 100 年間、精神の病気を持った者は社会から隔離する、抹殺するという國の方針のもと、精神疾患の人たちが何か事件、事故を起こすと、どうやってその人たちを社会から隔離するかということに対する対策がなされてきておりました。

戦後の学校教育でも、精神疾患、精神病を社会から追い出すというような教育もされていました。

しかし、世界的にも日本のこの政策はおかしいのではないかというところから、ようやく平成 5 年から、地域で同じように生活をしていく必要があるという施策に変わったわけですが、100 年以上、精神病(患者)は非常に危ない人だと、皆さんの頭の中に刷り込まれていたものが、いきなり分かりましたということにはならないわけです。

法律が変わり、精神病で長期入院 10 年以上といった方も含め、当時全国に 32 万人か 33 万人はあった人達を、どうやって地域や家庭に帰ってもらおうかと、国、政府、いろいろな団体にご尽力いただき、現在は全国に 27 万人と、5 万人前後減っていますけど、実際は退院が遅々として進んでおりません。鳥取県にも長期の入院の方が、今 800 人ぐらいおられます。

その中で、大体 65 歳以上は全体の 6 割を占めております。高齢になり、家族も様子が変わり、地域社会でも、「そういった方々が地元に帰ってどうするのか。帰ってこられては困る」というような対応をされたという事例を皆さん方にご紹介し、ご理解を頂戴したいと思っております。

昨年の 12 月 24 日にこの鳥取県障がい者差別解消支援地域協議会へ資料を提出し、本年 1 月 15 日の会議の中で皆さんに提案をし、ご理解をいただいております。

これが現実でございます。もちろん、地域の中に実際に溶け込んで、普通の生活をされている方もありますが、精神病院の院長さんも、様々な懇談会で、これ以上の患者さんが地域に帰ることは、いろいろな要素の中で難しいというような発言をなさっています。

本当に、まだまだ人権として、人として認めていただけていない方がこれだけあるということを、是非、皆さんにご理解いただきたいと思います。

今、人権の中にはいろいろな分野があり、どれも非常に大切なわけでございますけど、本当に一番急ぐところはどこかということを、もう一度考えていただきたいと思います。

もう一点、人権ライブラリーの貸出資料は、貸し出し料も運送費も全部無料ということでしたね。利用する人達は無料が良いのかもしれません、この予算を見てみましても、そんなに余裕のある予算とは思えませんし、利用者に幾らかの費用負担を、例えば運賃ぐらいは払ってもらっても良いのではないかと私は考えます。

それから、センターの職員がされている講演とか、指導も全部無料ですよね。

最近は、5 百円、多いところでは 3 千円の資料代を取っているところがあり

ますが、それだけ払ってでも話を聞きたい。それだけの価値があると認識をして私どもは臨んでおります。これだけ示唆に富んだ、経験を積み重ねられた職員の方の講演を、全て無料でされるのは、この時代に合わないのではないかと思います。いろいろ事情があろうかと思いますけど、これから事業の中に取り入れたら有り難いと思います。

- 議長　ただいま田渕理事から、精神障がいのある人に対する差別解消について、現状の課題についてご説明をいただきました。今日の意見を大切に、私たち一人ひとりが何ができるかということを考え、今後取り組んで参りたいと思います。
- 理事　ありがとうございます。
- 議長　（その他、意見なし）
- 議長　本日の議案審議はすべて終了いたしました。議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。
- 事務局　これで議長を解任させていただきます。
- 事務局　皆さん、本当にありがとうございました。

令和7年3月17日に開催された、令和6年度公益社団法人鳥取県人権文化センター第2回通常理事会の議事内容は、以上のとおりです。

令和7年3月17日

会長（代表理事） 前田義機 

副会長（代表理事） 佐々木 紘子 

監事 政田孝 

監事 山口一樹 

(別紙)

令和6年度 第2回通常理事会(令和7年3月17日) 役員出欠表

理 事 名	現 職 等	出 欠	備 考
1 前田 義機	元鳥取県保護司会連合会会長	○	会長
2 佐々木 ちゑ子	鳥取県連合婦人会常任委員	○	副会長
3 小椋 博幸	鳥取県人権文化センター事務局長	○	常務理事
4 明場 達朗	鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局局長	○	
5 井田 智子	(一社)鳥取県母子寡婦福祉連合会理事長	○	
6 岡崎 周治	鳥取県人権教育推進協議会会長	×	
7 岡本 匡史	(公社)鳥取県医師会事務局長	○	
8 岸本 祐司	鳥取県町村会参事	○	
9 佐々木 満也	(公財)鳥取県国際交流財団常務理事	○	
10 佐竹 ふみ代	(公社)鳥取県老人クラブ連合会理事	○	
11 高橋 義幸	鳥取県市長会事務局長	○	
12 田渕 真司	鳥取県精神障害者家族会連合会会长	○	
13 津川 俊仁	部落解放同盟鳥取県連合会執行委員長	×	
14 中山 孝一	鳥取県商工会議所連合会幹事長	○	
15 松田 繁	(社福)鳥取県社会福祉協議会常務理事	○	
16 松田 吉正	鳥取県民生児童委員協議会会长	○	

○…出席14名、×…欠席2名

監 事 名	現 職 等	出 欠	備 考
山口 一樹	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	○	
政田 孝	税理士	○	

令和 6 年度

第 2 回通常理事会議案

【日時】令和 7 年 3 月 17 日（月）10 時 30 分から

【場所】鳥取県立生涯学習センター（鳥取市扇町 21 番地）
〔10:30～〕2 階 鳥取県立人権ひろば 21 「ふらっと」
〔10:50～〕4 階 大研修室

公益社団法人鳥取県人権文化センター

理 事 会 次 第

- 1 烏取県立人権ひろば21「ふらっと」及びセンター制作物の紹介
 - (1) 烏取県立人権ひろば21「ふらっと」の事業説明
 - (2) 令和6年度人権啓発資料法務大臣表彰受賞【映像作品部門、優秀賞】
作品の紹介
 - (3) 令和6年度制作ポスターの紹介
- 2 理事会開会
- 3 定足数報告
- 4 会長挨拶
- 5 議長選出
- 6 議長挨拶
- 7 議 事
 - 議案第1号 令和7年度事業計画(案)について
 - 議案第2号 令和7年度当初予算(案)について
 - 議案第3号 令和7年度資金調達及び設備投資の見込みについて
 - 議案第4号 令和6年度補正予算(案)について
- 8 報告事項
 - (1) 会長、副会長、常務理事の職務執行状況について
 - (2) 令和7年度市町村支出金承認額について
 - (3) 令和5年度決算に係る財政的援助団体等事務監査結果について
 - (4) 烏取県人権機構の解散について
- 9 その他
 - (1) 令和7年度第1回通常理事会及び定時総会の日程について
 - (2) 公益法人制度改革による対応について
- 10 理事会閉会
- 11 講師派遣事業についてのミニ解説